仕　様　書

１．工事件名　　沖縄県家畜改良センター妊娠牛舎改修工事

２．工事場所　　沖縄県国頭郡国頭村字安田 1477 番地　家畜改良センター地内

３．工事概要　　家畜改良センターの妊娠牛舎の床面及び排水管の改修工事を行う。

４．工事内容　　別添「位置図・図面」および「数量計算書」のとおり

５．工事期間　　契約締結日から令和９年３月 31 日まで

６．一般事項

・受注者は、設計図書（本仕様書、別冊の図面、数量計算書をいう。以下同じ。）に従い、責任をもって履行する。すべての設計図書は、相互に補完する。ただし、設計図書間に相違がある場合の適応の優先順位は次の（ア）から（ウ）までの順番のとおりとし、これにより難い場合は監督員と協議する。

（ア）本仕様書

（イ）図面

（ウ）数量計算書

・受注者は専任者を配置すること。

・工事に関する技術的な責任は全て請負業者が負うものとする。

・資材搬入・搬出時間や工事着手に際しては、事前に発注者と協議の上行うこと。

・本工事に必要な官公署等への許認可等必要な申請及び手続きは遅滞なく行い、かつ、これらに要する費用は全て請負業者負担とする。

・工事内容について、疑義が生じた場合には、発注者と協議を行うこと。なお、協議は書面での提出を必須とする。

７．留意事項

・本工事に必要とされる機材・車両・燃料費・消耗品等は本業務に含むものとする。

・廃棄物の処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の関係法令に基づき適切に処理しなければならない。

・当工事に必要な電気、電話、水道、排水施設等に要する手続きは請負業者で行い、かつその設置に要する費用・使用料金等は請負業者の負担とする。

・本工事の実施は祝祭日を除く月曜日～金曜日までの午前 8 時 30 分～午後 5 時 00 分までとするが、時間外及び休日に実施する場合は事前に監督員と協議する。

・受注者(受注者の下請負人等を含む)は、当該契約の履行に当って、暴力団団員又は暴力団関係者から不当要求を受けたときは、遅滞なく警察に通報するとともに、発注者へ報告すること及びその他必要な措置を講ずるようにしなければならない。

・３者災害、労働災害、人身、物損等の事故が発生した場合、速やかに監督員へ連絡すること。二次災害を防止するための措置を除き、事故報告書及び再発防止策を提出し、発注者の指示があるまで工事の再開はできない。

・発注担当課が指定する敷地内に入場する際は、担当者の指示に従い車両の洗浄・消毒等を行うこと。

・本工事の修繕畜舎内または周辺畜舎で飼養している家畜に対して、工事の影響が無いよう配慮すること。